

日本聖公会 管区事務所だより

日本聖公会管区事務所

162-0805 東京都新宿区矢来町 65

電話 03 (5228) 3171 FAX 03 (5228) 3175

発行者 総主事 司祭 矢萩新一

「神は人を分け隔てなさいません。」(ローマ2:11)

管区事務所総主事 司祭 エッサイ 矢萩新一

「何ものもわたしたちをキリストの愛から引き離すことはできません。この苦難の時も、主の模範に従って、誰も孤立させないために、互いに祈り支えあうことができますように。」

(「九州地震被災者のため」の祈りより)

「九州地震被災者支援室」および「熊本聖三一ボランティアセンター」の働きの為にお祈りと支援、また多方面より献金をお送りくださっていることを心より感謝申し上げます。先日の総会でも、九州教区の「誰も孤立させないために、互いに祈り支えあう」被災支援の働きを支えるという決議がなされました。日々の支援活動の様子は、「九州地震被災者支援室」のフェイスブックサイトなどで見られます。大変な毎日を過ごされている方々の為に引き続き、お祈りとご支援をよろしくお願いいたします。

日本聖公会第62(定期)総会では、様々な議案とともに、「ハンセン病回復者と家族の皆さまへの謝罪声明」と狭小事件の再審請求の要望書が決議されました。また先日、川崎でのヘイトデモを多くの人々が取り囲んで阻止しました。総会における部落差別発言問題の反省から始まった人権問題に関する学びでは、草津の聖慰主教の藤田三四郎さんのお話をお聞きしました。また、大韓聖公会の金議長主教(首座主教)や教務院長(総主事)、TOPIKの理事長がおいでくださり、「北朝鮮」への人道支援の働きについて学びました。

人権とは「人間が人間らしく生きていくために社会によって認められている権利」、「人間が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」という理解が一般的です。神さまと人を愛することが私たちの勤めですが、その根拠は、神さまが私たち一人ひとりをお愛し、大切にくださっているという確信です。それはすなわち、すべての人が、神さまと人びとから愛される権利があるということです。そして、神さまから愛される権利は、私たちが主張したり要求したりするものではなく、神さまからのお恵みとして一方的に与えられているものです。私たちに「福音」と

□会議・プログラム等予定

(5月25日以降および

前回報告以降追加分)

5月

- 25日(水) 原発と放射能に関する特別問題プロジェクト会議〔管区事務所〕
- 26日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕

6月

- 1日(水) 臨時主教会
- 1日(水) 書記局準備会
- 2日(木) ～4日(土) 第62(定期)総会〔東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会〕
- 4日(土) 女性デスク〔管区事務所〕
- 14日(火) ～16日(木) 定期主教会〔岐阜〕
- 21日(火) 主事会議小会議〔管区事務所〕
- 24日(金) 神学教理委員会〔京都教区センター〕
- 24日(金) 第2回神学フォーラム〔京都教区センター〕
- 24日(金) ～27日(月) 沖縄週間／沖縄の旅
- 24日(金) 外国人宣教師墓地清掃・墓前礼拝〔港区・青山墓地〕
- 26日(日) 全国青年大会実行委員会〔札幌キリスト教会〕

7月

- 4日(月) ～5日(火) 各教区青年担当者会〔名古屋学生青年センター〕
- 5日(火) 人権担当者会〔管区事務所〕
- 5日(火) ～7日(木) 人権セミナー下見〔郡山〕
- 6日(水) 財政主査会〔管区事務所〕
- 7日(木) 女性の聖職に関わる特別委員会〔管区事務所〕
- 11日(月) 常議員会〔管区事務所〕
- 14日(木) 日韓協働委員会〔管区事務所〕

(次頁へ続く)

♥6月24日(金)は宣教師逝去者記念および青山墓地清掃のため、管区事務所通常の業務はお休みいたします。よろしくお祈りいたします。

して与えられている、愛される権利・大切にされる権利が、「人権」ということではないでしょうか。

教会の中で、人権や平和を語るとき、「教会の世俗化だ！社会派の考えを押しつけないでほしい、もっと福音を語ってほしい」という声が聞こえます。そんなとき、イエスさまの十字架は誰のためであったのか、それは徹底して他者のためであったことを思い起こします。そして、私たち一人ひとりが愛される権利を持っていること、神さまが愛されている人々と具体的に出会うことを大事にしていきたいと願います。



□各教区

京都

- ・聖職按手式 6月25日(土) 10時半 京都教区主教座聖堂(聖アグネス教会) 説教: 司祭 金 善姫(中部) 司祭按手: 志願者 執事 セシリア大岡左代子

神戸

- ・広島平和礼拝 2016
テーマ:「ともに学び、行動し、祈ろう。そして一歩前へ。」 8月5日(金)・6日(土) 場所: 広島復活教会 申込締切: 7月5日(火) 内容: 祈りのつどい、平和行進、平和祈願ミサ、原爆逝去者記念聖餐式、(希望者) 碑巡り、原爆資料館見学

九州

- ・被爆71年 長崎原爆記念礼拝(聖餐式)
テーマ:「死の同心円から平和の同心円へ」
8月9日(火) 10時半 内容: 記念礼拝(聖餐式・長崎聖三一教会)、愛餐会、記念プログラム
問い合わせ: 柴本孝夫司祭(長崎聖三一教会) Tel/Fax 095(823) 0455



(前頁より)

- 21日(木) 主事会議〔管区事務所〕
- 21日(木) 文書保管委員会〔管区事務所〕
- 21日(木)～22日(金) 書記局会〔管区事務所〕

<関係諸団体等会議・他>

- 5月28日(土) 史談会〔管区事務所〕
- 6月6日(月) 日宗連幹事会・理事会〔増上寺〕
- 7日(火)～9日(木) 九条世界宗教者会議(NCC)〔大阪〕
- 8日(水) 同宗連第4連絡会〔鎌倉〕
- 16日(木)～17日(金) 日本聖公会婦人会第25(定期)総会〔京都教区主教座聖堂〕
- 20日(月) NCC 宣教会議準備会〔早稲田〕
- 22日(水) NCC 役員会〔早稲田〕
- 22日(水)～28日(火) WCC 中央委員会〔スイス/ジュネーヴ〕
- 25日(土) 史談会〔管区事務所〕
- 27日(月) 日宗連幹事会・評議員会・理事会〔増上寺〕
- 30日(木) 日キ連常任委員会〔管区事務所〕
- 7月6日(水) NCC 役員会・常議員会〔早稲田〕
- 16日(土) 史談会〔管区事務所〕
- 16日(土) 日キ連定例講演会〔聖アンデレ教会〕
- 26日(火)～28日(木) 日本聖公会保育連盟大会〔京都〕
- 27日(水)～8月1日(月) CCEA アジア青年大会〔マレーシア/クアラルンプール〕
- 31日(日)～8月2日(火) GFS 100周年記念礼拝の集まり〔京都〕

□関係諸団体

日本聖公会婦人会

- ・第25(定期)総会 6月16日(木) 11時半～17日(金) 15時 場所: 京都教区主教座聖堂(聖アグネス教会)・京都教区センター

第2回聖公会神学フォーラム

- ・「聖書と女性 民衆神学の視点から」 6月24日(金) 18時半 場所: 京都教区センター

日本聖公会青年委員会

- ・全国青年大会 in 北海道 「あなたとわたし～今をさげぶ」 9月8日(木)～11日(日)

場所：北海道青少年会館コンパス 札幌近郊
 内容：北海道開拓の歴史を交えた施設見学
 ほか 参加費：35,000円 申込締切：7月
 30日(土) 問い合わせ：実行委員会事務局
 (苫小牧聖ルカ教会・吉野司祭)

† 逝去者 霊魂のパラダイスにおける光明と平安
 を祈ります。

執事 フランシス太田国男(九州教区・退職)
 2016年5月13日(金) 逝去(84歳)

◇お詫びと訂正

・管区事務所だより第311号3ページの人事の
 部分に誤りがありました。

北海道

石坂みゑ子(正) ← 石塚みゑ子(誤)

・管区事務所発行代祷表タイトル「代祷表2016
 年7月」(正) ← 「代祷表2015年7月」(誤)
 以上、お詫びして訂正いたします。

《人 事》

東北

聖職候補生 パウロ渡部 拓	2016年5月21日	公会の執事に按手される。
執事 パウロ渡部 拓	2016年5月21日付	仙台基督教会牧師補に任命する。
<信徒奉事者認可>	2016年5月17日付	
(能代キリスト教会)	ナタナエル大高一彦	

2016年総会をふり返る

— 祈祷書の改正、「洗礼と堅信」などを討議 —

総会議長 主教 ナタナエル 植松 誠

2016年6月2～4日、日本聖公会第62(定期)総会が、東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会を会場に開催されました。前回までの総会と違って、仕事を持った信徒の代議員が少しでも出席しやすいようにと、木曜日から土曜日にかけての開催でした。総会の冒頭、私は議長挨拶の中で、これまでの2年間の日本聖公会を取り巻く状況に関して、いくつか重要と思われる点を挙げ、私たちの取り組み、また立場について論評しました。それらを中心に、また、今総会での注目すべき決議などについて、以下に述べたいと思います。

① 東日本大震災発生から5年2カ月が経ち、前総会期で日本聖公会の被災者支援の働きであった「いっしょに歩こう、パートII」(管区的な「原発と放射能に関する特別問題プ

ロジェクト」と、東北教区の「だいに、東北」)が一応その活動に区切りをつけました。しかし、被災者、特に社会的弱者と呼ばれる方々の多くは「復興」から取り残されたままですし、原発事故の被害は今も進行中で、その解決への道筋もはっきりしません。これらの被災者と「いっしょに歩く」ことは、今後も継続しなくてはなりません。4月14日以来続いている熊本地方の地震の被災者と共に歩むことも、この総会期の大きな課題だと思います。(九州教区の被災者支援活動に、管区あげて協力することも、今総会で決議されました。)

② 2012年9月に静岡県浜名湖畔で開かれた日本聖公会宣教協議会では、「日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言」が出されました。これには10年間にわたる日本聖公会の

宣教・牧会の課題が挙げられています。この総会期は、その10年の折り返し地点です。2022年に再度開かれる総括のための協議会に向けて、管区、教区、教会がこれらに取り組むことを再確認したいと思います。

- ③ 前総会で立てられた祈祷書改正準備委員会の報告を受けて、今総会では祈祷書改正委員会設置が決議されました。いよいよ改正作業が始まりますが、この大事業には専従者が必要であり、そのことも併せて承認されました。私たちの信仰生活の指針ともなる祈祷書の改正のために、祈りと協力を結集しなくてはなりません。
- ④ 私たちは、昨年、戦後70周年の年、平和の器として私たちが召されていることを、沖縄、広島、長崎、韓国で覚えました。しかし、その年に、政府・与党は「安保関連法」を強行採決し、日本が集団的自衛権行使の中で戦争に加担する道を開きました。日本聖公会は、過去の歴史の反省から、

「戦争責任告白」を決議していますが、これからもその立場を堅持していくことを再確認したいと思います。

- ⑤ 「ハンセン病回復者と家族のみなさまへの謝罪声明」が今総会で採択されました。私たちの教会が長くハンセン病療養所と関わりながら、「らい予防法」の問題性についてほとんど議論してこなかったことを反省し、謝罪し、今後の私たちの責任ある歩みを始める決意をしました。この声明の真価は、その歩みの中で試されます。
- ⑥ 今回の総会では、以上の案件以外にも数多くの議案が審議され、決議されました。そのどれひとつも決して軽く取り扱われるようなものではありません。そのいずれもが、日本聖公会の今後の歩みを決定づけていくものであると私は信じています。

この新たな総会期、主の聖霊が日本聖公会を豊かにお導きくださいますように祈ります。

総会報告速報

日本聖公会第62(定期)総会が開催される

2016/6/2(木)～2016/6/4(土)

□会場：日本聖公会センター(日本聖公会東京教区牛込聖公会聖バルナバ教会)

出席者：主教議員11名、聖職・信徒代議員44名(11教区より)、管区各委員会委員長、管区事務所総主事と主事

書記局 書記長 司祭 片山 謙／書記 司祭 松田 浩、司祭 斎藤 徹、司祭 渡部明央、執事 平岡康弘、執事 太田信三

6月2日10時、開会聖餐式(説教：中村豊主教)。11時 TOPIK 報告。13時定期総会開会、開会宣言・開会祈祷・常任委員指名・開会のことば(議長・植松首座主教)などを経て議事(報告／議案)の審議に入った。

I 報告事項

1. 主教会、2. 常議員会(2-2 宣教協働者招聘委員会、2-3 いっしょに歩こう! プロジェクトパートII・日本聖公会東日本大震災被災者支援「原発と放射能に関す

る特別問題プロジェクト」運営委員会)。3. 管区事務所総主事(3-2 女性に関する課題の担当者(女性デスク)、3-3 人権問題担当者、3-3.5 ハラスメント防止・対策担当者、3-4 エキュメニズム委員会、3-5 教役者遺児教育基金・建築金融資金運営委員会、3-6 女性の聖職に関わる諸問題についての調整と検証・提言作成のための特別委員会)。4. 祈祷書等検査委員会。5. 文書保管委員会。6. 会計監査委員。7. 神学教理委員会。8. 礼拝委員会。9. 法憲法規委員会。10. 正義と平和委員会(10-2 沖縄プロジェクト、10-3 日韓協働プロジェクト、10-4 ジェンダープロジェクト、10-5 憲法プロジェクト、10-6 死刑制度廃止関連、10-7 地球環境問題関連)。11. 日本聖公会青年委員会。12. 年金委員会および年金維持資金管理委員会。13. 祈祷書改正準備委員会。14. 収益事業委員会。15. ウィリアムズ主教記念基金基金委員会。

II 決議された事項

(第1号議案は「新議員・新代議員歓迎の件」。第2号議案は「逝去者記念の件」の儀礼決議。)

■討議を経ての決議事項

第3号議案 日本聖公会法規の一部を改正する件：現行法規中の「受聖餐者」の文言を「堅信受領者」

に、「現在受聖餐者」を「現在堅信受領者」に置き換える。また、第222条（登録簿の記載事項）を初階餐の項と堅信の項を分け、以下番号を繰り下げる。

第4号議案 日本聖公会総会代議員選挙規則の一部を改正する件：現行法規中の文言「受聖餐者」を「堅信受領者」に、「現在受聖餐者」を「現在堅信受領者」と置き換える。

第5号議案 日本聖公会審判廷規則の一部を改正する件：現行法規中の文言「受聖餐者」を「堅信受領者」に、「現在受聖餐者」を「現在堅信受領者」と置き換える。

第6号議案 日本聖公会祈祷書一部改正、確定の件：『日本聖公会祈祷書』中の「入信の式」の一部を改正する（268頁、283頁、285頁、294頁のルブリックが該当）。この議案については、議論が集中した。祈祷書と法規改正の施行時期は2017年1月1日を予定し、それまでに主教会によるガイドライン、付随する祈りや学びのテキストなどを準備していく。

第7号議案 日本聖公会祈祷書中の聖婚式と葬送の式において用いる聖書日課等の試用延長を求める件：試用期間を次期総会まで延長する。

第8号議案 宗教法人「日本聖公会五條聖三一教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第9号議案 宗教法人「日本聖公会敦賀基督教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第10号議案 宗教法人「日本聖公会廣基督教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第11号議案 宗教法人「日本聖公会初島聖十字教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第12号議案 宗教法人「日本聖公会桜井聖保羅教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第13号議案 宗教法人「日本聖公会橋本基督教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第14号議案 宗教法人「日本聖公会笠田基督教会」を宗教法人「日本聖公会京都教区」に合併することを承認する件。

第30号議案 宗教法人「日本聖公会北関東教区」規則変更承認の件：収益事業場所の登記。

第15号議案 祈祷書改正委員会設置の件：現行祈祷書改正の作業に着手し、2022年総会で協賛を得、2024年の総会で同意を得て確定させ、その後発行をする。

第16号議案 日韓協働委員会設置の件：従来のプロジェクトから独立した委員会とする。

第17号議案 正義と平和委員会設置の件。

第18号議案 「地球環境のために祈る日」を継続する件。

第19号議案 日本聖公会年金規約一部改正の件。

第20号議案 狭山事件に関する要請文を東京高等裁判所と東京高等検察庁に送付する件。

第21号議案 ハンセン病回復者と家族のみなさまへの謝罪声明を決議する件。

■報告・承認を主とした決議事項

第22号議案 管区事務所総主事指名承認の件：法規第92条に基づき、主教会は次期定期総会まで、司祭矢萩新一を管区事務所総主事に指名。

第23号議案 常任の委員指名承認の件：

1. 祈祷書等検査委員：(長) 司祭 小野寺達、司祭 出口創、鈴木一
2. 文書保管委員：(長) 大江満、司祭 卓志雄、諫山禎一郎
3. 会計監査委員：(長) 塚田一宣、豊岡暁、鈴木裕子

第24号議案 管区審判廷審判員指名承認の件：

4年後の定期総会まで、下記の管区審判廷審判員を指名。

主教(5名) / 主教 高地敬、主教 広田勝一、主教 大畑喜道、主教 武藤謙一、主教 上原榮正
 現在司祭(5名) / 司祭 小南晃、司祭 小野寺達、司祭 笹森田鶴、司祭 中尾志朗、司祭 下澤昌
 現在受聖餐者(5名) / 浅井正、山田益男、宮脇博子、小貫晃義、東美香子

第25号議案 年金委員選任の件：今総会期の年金委員7名のうち、総会での選出となっている 司祭・信徒各2名を下記のとおり選任すること。

司祭 原田光雄、司祭 下条裕章、尾崎茂雄、養田博

第26号議案 2014年・2015年度管区一般会計決算承認の件。

第27号議案 2014年・2015年度収益事業会計決算承認の件。

第28号議案 2017年・2018年度管区一般会計予算案承認の件。

第29号議案 2017年・2018年度収益事業会計予算案承認の件。

★以下14ページ右段に

九州教区・九州地震被者支援室より

< 第3信 >

支援活動～被災者を「孤立させない」ため
～の取り組みについて

最初の大きな地震発生から三週間が過ぎました。日々伝えられる被災地の様子に触れ、全国の皆さまがご心配くださっていると思います。すでにご存知のとおり、現地では今尚強い余震が続いています。九州各地も揺れていますが、熊本では下から突き上げるような衝撃、また時にゴォーと唸るような音が響いて、足下で強大な力が動めいているのを感じます。今度の揺れはすぐ収まるのか、または大きな地震につながるのではないかと皆不安を感じ続けています。

○支援室の活動について

4月16日の本震発生翌日より教役者有志がチームに分かれ、安否確認、また被害状況の確認のために信徒宅、そして菊池黎明教会、リテライトホーム及び降臨教会礼拝堂を訪問。地区、家により被害の大小は様々ながら、それぞれ直接話を聴いて実感したことは、皆これまで経験したことがないような恐怖体験を経て、次がいつやってくるのかと怯えるようにして過ごされていることでした。

その後も訪問を継続しつつ「必要」を探りながらの支援を実施。とくに断水が続いていた老人ホームへは教区内外の協力を得て大量の水やオムツ、ティッシュなどを届けることができました。そして各信徒宅の片付けも実施。どの家も激しく揺さぶられ、家電品、食器、本、衣類などありとあらゆるものが部屋に散乱。とくにガラスや陶器の食器、窓ガラスの破片などは危険で、自由に部屋の中を行き来することさえできない状態でした。壁に大小の亀裂が走り、大物家具やピアノが部屋の中を暴れ回るように移動し、ひっくり返ってしまった物も多く見られました。家族だけでは元に戻すことができず、荒れた部屋を片付ける気力も失い茫然と過ごす方も多数おられました。

屋外では、まわりの塀が倒れて道をふさぎ、そ

の後は各家庭から出された不用品の山が道を狭くしています。ブロックやガレキ運びなど重労働作業の必要がたくさんあります。通常ならば工事のプロたちの仕事ですがとても手が回らない状況。なかなか要領を得ないままに何とか取り組んでいます。その他、一級建築士の資格を持つボランティアによる家屋の点検とアドバイスなどもすることができました。

ゴールデンウィークには、多くのボランティアの力を借りて被害の大きかった益城地区の、信徒の繋がりある数件のお宅での支援活動を実施。家の中から貴重品の数々を引き出し、避難しておられる場所へ運搬。経営されていた店舗の片付けや疲れがたまった被災者へのマッサージもすることができました。さらに奥まった地域や孤立しがちな高齢の被災者、小さな子どもたちのいる家庭へ救援物資を届ける取り組みなどもしました。

壊れた建物の中で過ごすことに不安を感じ、ビニールハウスやガレージで過ごす人、いまだ車中泊を続けている人もいます。しかし話すと「もっとひどい状態の人がいるから」「自分たちは命が助かったから」「皆と集まる場所があるから」恵まれている、という言葉が口にされ、切ない気持ちにさせられます。被災した人たちの物質的ダメージもさることながら、精神的ダメージはどれほどだろうかと途方に暮れる思いです。

○支援活動決定事項

◆拠点の名称を「熊本聖三一ボランティアセンター」とします。

◆スタッフ配置

上記ボランティアセンターの運営責任者を、当面は、室長 柴本孝夫司祭、現地コーディネーター 山本尚生、久留米聖公教会牧師 中野准之(じゅんし)司祭が、交替で担当します。加えて、5月下旬までは神戸教区の瀬山会治(えいじ)司祭の協力を得て運営します。

◆活動日 月曜日～土曜日。日曜日は原則、活動はお休み。教会で礼拝を守り、集った人と共に過ごします。

◆活動内容

引き続き、被災信徒とそのまわりの人々の生活を支える活動を行います。丁寧に訪問を繰り返しつつ「必要」を探りながらの支援。とくに被害

が大きい益城、嘉島地区では、孤立した人、病者、高齢者、幼子のいる家庭などに配慮し活動します。さらに、西原村や南阿蘇での活動も模索します。

- ・ 現在、り災証明書の発行が始まり家屋倒壊判定も進められ、被災者の今後の動向が少し明らかになると思います。それら変化する必要に対応し支援していきます。

ご協力よろしく願いいたします。

2016年5月7日

九州教区・九州地震被災者支援室より

< 第4信 >

支援活動～被災者を「孤立させない」ため
～の取り組みについて

地震発生から一ヶ月半。現地ではなおも余震が続いています。いったいいつになったら収束するのか。不安と苛立ちの中で、被災者はまさに限界を感じています。しかし梅雨を目前にし、居場所の確保や整備に取り組まざるを得ません。雨による土砂災害他二次災害への警戒、気温上昇による衛生状態悪化など被災地の課題は山積し混乱が続いています。

◆活動について

実際に取り組んできて、次第に明確になってきた活動方法、そして方針は・・・

- ①「巡回・訪問」を大切に、繰り返し丁寧に取り組むこと。
- ②被災した方々と直接顔を合わせ、思いを聴き、信頼関係を育むこと。
- ③築いた信頼関係から、個別の、また周辺の「必要」を見出していくこと。
- ④そして、その「必要」に応える取り組みを展開すること。

当面、この流れを意識しながら、取り組んでまいりたいと思っています。

◆最近の活動から

「孤立させないため」に、被害の大きかった益城町に通い、テント、車中、ビニールハウス、車庫などで生活しておられる家庭、また在宅

でも特に高齢者への訪問を継続。一つ一つの出会いを大切にしながら関わりの輪を広げ、即座にニーズに対応できるようにしています。その中でも「地域ボランティア」さんとの出会いは私たちと地域を繋いでくれる、とても重要な存在となっています。

・今直面しているのは瓦礫、ゴミの撤去問題。

一般ゴミと災害ゴミの区別、分別が非常に難しく、被災者を悩ませています。ボランティアセンターではゴミの分別、一時仮置き場への捨てる方の要領も得、現在はダンプカーを使つてのゴミ運搬を多く手掛けています。依頼された作業のみを行うのではなく、交流、傾聴をとくに大切にしています。「家が片付いても何もやる気が起らない」という方も多く、これからますます継続した心のケアが必要になってくると思います。

・熊本聖三一教会では、信徒がボランティアセンターを支えており、配布用のおかずとボランティアのお飯を作つて下さっています。自らもまだ落ち着いていない状態にありながらも教会に来て活動し、みんなとおしゃべりすることで、実は自分が癒されていたというお話を礼拝後の茶話会で聞くことができました。現在は、おかずを作つてくれた信徒が、私たちボランティアと共に、直接益城町まで届けに行くという活動も始まったところです。

◆九州教区のウェブサイトをご覧ください!

→「日本聖公会九州教区」を検索。「About us」の「九州地震被災者支援室」をクリック。さらに、「◎フェイスブック「FaceBook」版はコチラから」をクリック。

これまでの具体的な活動の様子を見ることができます。

◆ボランティアを募集しています。

手続きは、基本的に「第2信」の「募集要項」に沿ってお願いいたします。

ご協力よろしく願いいたします。

2016年5月31日

九州教区主教 ルカ 武藤 謙一
九州教区・九州地震被災者支援室
室長 司祭 マルコ柴本 孝夫

神学校から

「モーセの召命・燃えて燃え尽きない柴」

— 2016年度の聖公会神学院 —

聖公会神学院校長 司祭 パウロ 佐々木道人

神学生との生活は、彼らの「召命」の確認作業に付き合うことである。そこで聖書の召命物語の典型である出エジプト記三章のモーセの物語に聴き、「召命」による人生の変容につき改めて黙想してみよう。モーセは殺されるべき寄留者の子であったが、ファラオの娘に拾われるという数奇な運命を背負う。成長後、彼は同胞への虐待の場に遭遇し、エジプト人を打ち殺す。この時彼は同胞のための正義を行ったと信じていた。しかし翌日、今度は同胞同士が争っているのに出会い、悪い方をたしなめると「誰がお前を我々の裁判官にしたのか。お前はあのエジプト人を殺したようにこの私をも殺すのか」と言い返される。ファラオから追手をかけられる。亡命したモーセはそこで伴侶を得て子を産む。そして我が子にゲルシヨム（寄留者・ゲール）と命名する。祝福であるべき名を寄留者（根無し草）とする父親モーセの心情は、まさに寄る辺なきものであったと推察できる。彼は舅の羊の世話をしてさまよう時、「燃える柴」の間からその名を主から呼ばれた。これが有名なモーセの召命物語の発端である。

神学者K.バルトはこの「燃えて燃え尽きない柴」を次のように評した。

「まさに燃える柴こそが焼き尽くされることはできない。しかしまさに焼き尽くされない柴こそが燃えなければならないのである。この柴はイスラエルである。」「そして燃えていて、しかも焼き尽くされない方、焼き尽くされないが、しかも燃えている方は、イスラエルの神、聖なる神である」

<教会教義学Ⅱ / I 神の恵みと神性性>

以上をモーセに仮託すると、焼かれているのは、彼の人生であり、その人間的な「正義」による行為と挫折、つまり彼の前半生が神の火に焼かれた事だった。そしてその後、神の火により精

錬され、金のように出て来るのが、モーセの後半生なのだろう。弱者への共感と憐れみ、抑圧者への怒りを持っていたモーセ。自らの力を根拠として事を起こし挫折した彼。しかしその人間臭さや、弱さに満ちたモーセを、いやそのような彼だからこそ、正義の神、弱者の呻き・叫びに耳を傾けられる神が必要とされ、名を呼ばれたのだろう。

人間的義の行為の帰結として、怒りの器・分裂の器であったモーセが、神の火の試練を経て、今度はイスラエルの真の指導者、神と人との間で、和解と執り成しの器になるよう召されたのではないか。この消息の聖書的証言は、使徒言行録のステパノの説教の中に見ることができる。

<使徒言行録7:35-36>

そして召命後のモーセは、彼自身の人生の終わりまで、神とイスラエルの民との間で、苦難の執り成し者として生き抜いたのだ。

現在懸命に自らの召命と向きあう神学生と共に「燃えて燃え尽きない柴」のように、「神の火に焼かれるが、焼き尽くされない」ことを信じ、さらに「神御自身が燃えながら共にいてくださる」ことを証し、歩んで行きたい。



第62(定期)総会での神学院在学生

神学校から**ウイリアムス神学館の2016年度**

ウイリアムス館長 司祭 ヨハネ 吉田 雅人

去る3月11日(金)、中村 豊主教を説教者にお迎えしてウイリアムス神学館卒業礼拝が行なわれ、2名の方々が神学館から京都教区と神戸教区に巣立っていきました。4月6日(水)には入学礼拝が行なわれ、2名の方が入学されました。現在ウイリアムス神学館には1年生2名、2年生1名、3年生3名の計6名が宣教牧会に送り出される備えを始めたところです。宣教牧会の第一線に遣わされた卒業生たちの上に、そして祈りと学びの生活を続けている在学生の上に、神様の祝福と御導きが豊かにありますようにお祈りください。

神学館の教育課程

神学館の3年間の教育カリキュラムは、奉仕職として立てられるのに必要と思われる、25科目の必修科目と、語学関係の5科目の選択科目からなっています。大学などと異なり、神学館はそのほとんどが必修です。なぜかと言いますと、教会の現場で牧会に従事するために、これで十分だとは言えないかも知れませんが、最低これぐらいは必要だろうという考えからです。

そこで1年次は、3年間の学びをするのに必要な基礎知識、神学書の読み方、語学等、基礎学を中心に学びます。2年次では、奉仕職として必要な基礎知識を系統的に学びます。そして3年次になると、1・2年次の学習を発展させつつ学びを整理し、卒業後に向けて自らの弱さ・貧しさに気づくことが求められています。

従って、3年次の最後は、「総合試験」を受けますが、これは卒業認定試験ではなく、神学生が3年間の学びの総括的検証を行ない、卒業後の継続的自己研鑽に資するためのものです。

全学年共通科目

このように学年を追って学びを積み重ねている科目以外に、神学館が「全学年共通科目」と呼んでいる科目があります。時々紹介する「教会実習」や「夏期実習」もそうですが、今年は「教会音楽」と「聖書研究／教会問答」についてご紹介しましょう。

***教会音楽**

この授業は、毎日の礼拝で用いる聖歌やチャントを、「伴奏がなくても」正しく歌えるように練習します。神学館の礼拝も聖歌は、先唱者が「無伴奏」で歌い出すのですが、これは神学生が卒業後どのような環境に置かれるかわからないことを考慮してのことです。つまり、オーガニストがたくさんおられる教会もありますが、そうでない教会もあります。伴奏用の道具もありますが、必ずしも使いやすいわけでもないという声もあります。そこで信徒の皆さんがご存知の聖歌であれば、せめてその歌い出しぐらいは歌えるようにという意図から、このような授業が行なわれています。また課外で発声講座も1年に2回程度行なわれます。

このような実技と並行して、このクラスでは読譜のための基礎的楽典やソルフェージュ、キリスト教音楽史、聖歌の発展史、聖歌集に関する基礎知識などを学んでいます。また、礼拝における聖歌の選び方を実践的に学びます。

***聖書研究／教会問答**

1学期と2学期に、神学生が主体となって聖書の学びを進めています。聖書研究の方法にはいろいろとありますし、近年では牧師の講義を一方的に拝聴する型ではなく、バイブル・シェアリングと呼ばれる全員参加の分かち合い型がよく行なわれています。しかし神学館では敢えて

「講義型聖書研究」にこだわっています。それは単なる聖書講解ではなく、御言葉を解釈する者と聴く者としての姿勢、また御言葉を聴いてこの世の人々に共感をもって伝えていく者としての姿勢を養うためです。

もう一つの「教会問答」は、3学期に行なわれており、3年間で「教会問答」の解説を作っていきます。これらの授業は発表と質疑が中心になっており、難しいことを難しく語るのではなく、聞き手に伝わるよう、分かりやすく語ることを目標にしています。

開かれた神学教育に向けて

最後に、3年前から行なわれている「今さら聞けない!? キリスト教講座」の今についてお知らせします。2014年度は「礼拝と祈禱書」について、2015年度は「み言葉の奉仕」というテーマで、聖書や説教について、「今さら聞けない!?!」事柄を学んできました。

3年目の2016年度は、菊地伸二教授を講師に、「キリスト教の歩み」について学びを始めました。今までは、受講者は月に1回(年10回)神学館に通って講義を聞いていたわけですが、受講したいけれども、遠すぎて行けないという声が聞こえてきました。そこで初めての試みですが、ネット受講ができるようにしました。つまり受講を申し込まれた方は、インターネット上の動画で講義が聞けると同時に、配布された資料はダウンロードできるようになりました。それによって全国どこにいても、この講座に参加することが可能になったのです。

年度内でしたら、いつでも申し込みと受講が可能です。受講希望の方は、4月6日に新たにスタートした「ウイリアムス神学館ホームページ」(<http://bp-williams-seminary.org/>)の「お問い合わせ」からお申し込みください。

特集／管区新任「人権」研修会の報告

管区新任「人権」研修会の課題

－ 2016年度研修会開催にあたって－

管区人権問題担当 主教 ルカ 武藤謙一

小倉、戸畑、八幡と北九州にある教会に行く時には北九州都市高速道路を利用する。老朽化しており、カーブもきつくジャンクションも分かり辛いし、決して運転しやすい道路ではないが、1980年に最初の区間が開通したと聞いている。東京、阪神、名古屋について日本で四番目の高速道路とのことである。

北九州地区はご存知のように筑豊炭田に近く明治政府の富国強兵策により八幡製鉄所が造られ、日本の近代化に貢献した都市でもある。また戦後も高度経済成長を支えた一大工業地帯であった。故に当時は人口も多く道路も高速化する必要があったのだと思う。しかしこの地域での戦前戦後の産業発展や近代化の陰には

多くの人々の苦しみがあった。炭鉱労働に従事した人びとの生活は本当に苛酷であったという。また朝鮮半島から強制連行された多くの人々が炭鉱での過酷な労働を担わされた。高度成長期が終わると多くの労働者が職を失い路上生活を余儀なくされもした。

2016年の新任「人権」研修会は、この北九州で在日韓国朝鮮人の人権獲得運動に生涯をささげた在日韓国基督教会崔昌華(チョエ・チャンホア)牧師が牧会していた在日大韓基督教会小倉教会、また被差別部落にある日本キリスト教団の小倉東篠崎教会、また長年ホームレス支援の活動を続けているバプテスト東八幡教会を訪ねて、その活動に学ぶこととした。また長年筑

豊の小さな炭鉱の町で伝道所を開設し炭鉱労働者やその家族とともに歩んでこられ、またカネミ油症被害者と連帯して来られた犬養光博牧師を講師にお招きして、ご自身の歩みを語っていただいた。

犬養牧師は「二つの焦点を抱えつつ」というテーマで講話をしてくださった。円は一つの焦点だが、楕円は二つの焦点をもっている。牧師としての犬養牧師の働きはいつも一方では現場という焦点が、他方にイエス・キリスト（聖書）という焦点があり、この二つの焦点を抱えながら福音宣教に励まれた。現場での人との出会いと聖書の学び（真理探究の旅）を通して、それらが相互に作用しあって、ご自身の福音理解が検証され問い直されながら深められたと語られた。ま

たご本人にとって筑豊の人々とは、最初は奉仕の対象であったが、その後宣教の対象となり、さらに彼らこそが宣教の主体であると考えようになったと話されたことも印象深いものであった。

崔牧師、ホームレス支援を行っている奥田知志牧師、犬養牧師に共通しているのは、それぞれが地域の課題を自らの教会の宣教課題として取り組んでおられた、今も取り組んでおられることである。これはパリッシュ制度をもつ聖公会の聖職にとって大事な視点である。神学校を卒業して、宣教牧会の現場に派遣された新任教役者たちが、教会という枠の中だけに囚われずに地域社会の課題を宣教課題として受け止め、地域の人々とともに取り組む姿勢を持ち続けて欲しい。



「二つの焦点を現場として」

—2016年度新任「人権」研修会—

管区人権担当者 司祭 中島省三

2016年の新任者人権研修会は九州教区小倉インマヌエル教会を中心に行われました。今年の新任者は京都教区の江渡由直さんと神戸教区の遠藤洋介さんのお二人でした。

1日目の第1セッションは奥村貴充司祭の聖書研究から始まりました。「神は名を呼ばれる」と題して「創世記16章1節～6節」が取り上げられました。奥村司祭からは「マイナンバー制度の導入によって個人の名前が番号化されている。ハガルはアブラムやサライから名前と呼ばれず『女奴隷』と呼ばれていたが、神は『ハガル』と呼びかけられた。宣教において名を持つ1人1人と出会う。名前は存在そのものを表している。これからの働きにおいても名前を呼ぶということを大切にしたい」とその主旨が語られました。

第2セッションでは中島が「第38回(定期)総会差別発言について」を担当しました。部落差別の起源、聖公会と被差別部落との関わり、同

宗連と聖公会との関わり、(定期)総会での差別発言とその後の対応、今後のあり方について学びの時を持ちました。「差別問題が起きた時が人権についての学習のスタートである」と言われますが、聖公会もこの問題を起点として、信徒全体の問題としての学びを深め、差別解消のために実践を積み重ねて行かねばならないことを学び合いました。

2日目の第3セッションでは日本基督教団福吉伝道所の元伝道師である犬養光博師より「二つの焦点をかかえつつ」と題して講演がありました。60年安保闘争の挫折の後、「筑豊の子どもを守る会」と出会い、そこでの筑豊の子ども達との関わりが犬養師の人生を決定づけ、46年間住み続けることになりました。犬養師の筑豊での取り組みをまとめた「ころろの時代 筑豊に“隣人”ありて(NHK、2014年5月放送)」を見せていただきました。犬養師が筑豊を自らの現場として

定め、深く関わってこられたこと、また奉仕の働きが伝道へと変化していく過程でもあったことがよくわかりました。活動の中での人との出会いから、「カネミ油症告発」、「指紋押捺拒否問題」と活動は広がります。犬養師は自分にとって「二つの焦点」の一つの焦点は筑豊の子ども達、カネミの油症の被害者、在日韓国人の人々との関わりであり、もう一つの焦点は自分とイエス・キリストの関わりであると言われます。すなわち、二つの焦点を持つ楕円形の中に人との関係、イエス・キリストとの関係があると言われます。

第4セッションはフィールドワークで、小さくされた者の中に宣教の現場を持つ三つの教会を訪れました。同和地区内にある小倉東篠崎教会、在日韓国朝鮮人のための在日大韓基督教会小倉教会、ホームレス支援を積極的にやっておられる日本バプテスト連盟東八幡キリスト教会を訪れました。それぞれの教会が小さくされた者に対して、主イエスの愛の業を実践しておられるのを見せて頂

き、私たちも自分の現場について思いを馳せることでした。この訪問について、もっと報告したいことがあるのですが、紙面の都合で短くせざるを得なくなったことをお詫びします。案内して下さった各教会の先生方ありがとうございました。

最終日は「ふりかえり」と武藤謙一主教の司式で聖餐式があり、矢萩新一司祭から説教の中で、これから現場に向かうお二人のために激励の言葉があり散会しました。



在日大韓基督教会小倉教会にて 朱理事長(左下)、金長老(中央)と



研修会参加者の感想

新人人権研修会での出会いと学び

聖職候補生 江渡 由直

今回の研修案内をいただいた時は、企業での人権研修に昨年まで毎年参加しておりましたので、「人権研修会?」でした。今は参加させていただいたことにより、『奉仕職における人権、牧会現場での人権とは何か』を実践的に学び、気付く機会をいただき、感謝しております。

最初のプログラム聖書研究では、奥村貴充司祭(大阪教区)が人と名前の関係を体験談と創

世記から「名前は識別の道具ではなく、人の存在を表す」と解いてくださいました。今は教会でお会いできない現在受聖餐者の方々を、お訪ねする働きに取り組んでおります。

そして夜は、中島省三司祭(九州教区)から部落差別の形成と第38回(定期)総会における部落差別発言についての総括、現在の社会環境についての講義を受けました。私自身が忘れていた部落差別の原点を再考できました。

2日目は、犬養光弘牧師(日本基督教団)の『筑豊に「隣人」ありて』(DVD)を見た後、「自分は筑豊の光になっていたと思っていたが、既にそこには光があった」の先生の言葉が深く心に沁みました。また、「楕円形の二つ焦点と真理探究の旅を今も続けている」と語っていただき、

65歳の私のこれからの歩みの励みとなりました。

午後からは、フィールドワークで3カ所の教会を回りました。初めに日本基督教団小倉東篠崎教会では福島義人牧師からこの地での先達の歩みと今の課題を聞きました。私もこの三重で、信徒の方々の先達への思いを受け止めて仕えて行くことを、再自覚いたしました。次の北九州在日韓国基督教会小倉教会では、朱文洪牧師と金貞子長老からこの教会の歩み、特に強制連行からの歴史と人権、現在の日韓両民族の真の交わりの構築を目指しての働きをお聞かせいただきました。1階の展示パネルを見せていただき、歴史を直視し、正しい歴史認識を持つことも心に深く受け止めました。そして、最後に日本バプテスト連盟東八幡基督教会に伺い、奥田知志牧師と石橋誠一牧師から「軒の教会物語」の熱い思いを聞かせていただきました。牧会が企業のマネジメントのように実践され、更に抱撲のホームレスの方々への最高のサービス提供。企業のCS（お客様満足度）活動と一致する視点での運営にも驚き、企業人からの転向した私に出来ることが、少しは見えてきました。

終わりに、熊本地震後の対応でご多忙の中で受入れていただきました皆さまに、深くお礼を申し上げます。感謝

研修会参加者の感想

新任人権研修会で小倉を訪れて 学んだこと

神戸教区聖職候補生 テモテ 遠藤洋介

主の平和がありますように。

今回の研修会は、大阪教区の奥村司祭進行の聖書研究で始まりました。「神は名前を呼ばれる」という題で行なわれた聖書研究は、創世記16章を中心にして、女奴隷であったハガルを神さまが名前と呼ばれたということを聖書から読み、人間一人ひとりのアイデンティティーの大

切さについて学びました。

今回の研修会は筑豊の炭鉱地区や福吉地区で伝道師をしておられた犬養光博先生を講師としてお招きして行なわれました。貧しいとされる地区の写真は何点か見せていただいたのですが、中でも、何人かの子どもたちが満面の笑みで写っている写真が印象的でした。私は貧しいことが不幸なことだと感じていましたが、本当の貧しさ、本当の幸せはまた別なのだと思います。それは価値観というものなのかもしれませんが、他者がその人の価値観を勝手に変えてしまおうとすることがそもそもの差別や、蔑みに繋がっていくのではないかと思います。

二日目に行かせていただいた、日本バプテスト連盟の東八幡キリスト教会では、教会で行なっているホームレスの方のための支援活動についてのお話を奥田牧師からお聞きました。奥田牧師は、今は様々な事情で、一人ではなく家族ごとホームレスになることも少なくないと言われました。また、教会の納骨堂はホームレスのまま亡くなった方などのためにも使われており、亡くなった方々の魂の平安を祈る場としても、その方の人権を大切に重要な役割をしておられました。私はそういった境遇にある方々のために教会が出来る限りの支援をすることはとても大切な働きだと、お話を聞きながら感じました。しかし、その反対で資金面での問題も大きく、存続していくことの難しさもわかりました。また、教会の周りにはそうしたホームレス支援に反対するための幟旗が何本も立ち並んでおり、地域の方々にそうした働きの大切さへの理解を得ることも課題の一つだと思いました。

正直に言いますと私は、今まで社会的に困難な状況に置かれているの方々に対して祈るばかりで、あまり知識を持っていませんでした。こういったことを知らずに、「私は差別をしません」というのは、無責任なことだと思いました。知ること、よりそうした方々のために祈り、行動していくことが出来るのだと思います。この研修会をきっかけにして、これからもっと学んでいけたらと思いました。ありがとうございました。

日本聖公会の「青年活動」

～国内の諸活動、世界との連帯～

青年委員会担当 司祭 バルナバ 小林 聡

青年活動について、主に管区の青年委員会の動きを中心に紹介させていただきます。

90年代は、全国青年大会を4年毎に開きながら各教区の青年担当者との連携を深めてきました。また97年ウェールズでの世界聖公会青年大会は世界との関わりの機会となりました。これまでも世界レベルの集まりに青年が参加することがありました。どのように人選し体験を共有し次につなげるかということが課題とされていました。その意味で参加した青年と教区管区が連携をとれるように意識してきたのがこの20年でした。これまで何人もの青年が10年に一度の主教会議であるランベス会議や聖公会アジア教会協議会のオブザーバー、宣教協議会、WCC等にスチュワード参加をしてきました。06年からはそれまで日韓協働委員会が担ってきた日韓の青年プログラムを青年委員会が引き継ぎ、日韓青年セミナーとして新しい出発を始めました。この間、世界聖公会青年ネットワークの委員に池住圭さんがなられ、中村真紀さんもネットワークのメンバーとして08年ランベス会議で活躍されたり等、世界の青年活動とのパイプは確実に太くなってきています。

現在、管区レベルの青年活動は当初の課題であった国内連携がより充実してきたことと、活動そのものが何倍にも大きくなってきたように思います。青年委員会は継続して、青年リーダーの育成、アジア地域における平和の担い手、エキュメニカル活動、歴史の学びと共生をテーマにして現在次の活動を行っています。4年に一度の全国青年大会、毎年行われる日韓青年セミナー、青年有志の会“U26”のサポート、東アジア聖公会青年大会の準備と派遣、エキュメニカル活動への派遣、各大会等へのステュワード派遣、青年ネットワーク事務所の設置とニュースレター発行等。委員会では2011年3月11日に起った東日本大震災を覚え、共に歩む為に、東北とのつ

ながりを意識し、原発に対する課題や歴史の学びを中心としたプログラムを考えてきました。

今年7月にはマレーシア、クアラルンプールにて初の東アジア青年大会が予定され、日本から13名が参加します。アジアレベルにおいて、これまで日韓の交わりの中で大切にしてきた歴史の学び、原発の問題、平和の担い手という視点等が共有出来たらと思います。今年9月に北海道で行われる全国青年大会は、U26と青年委員会のコラボレーションにより開催され、韓国からの参加も予定されています。これらは、2012年日本聖公会〈宣教・牧会の十年〉提言：5、主にある交わり、共同体となること〈コイノニア〉の実践でもあると思っています。

最後に、4月に起った熊本地震において被災された方々の癒しと慰めを祈ると共に、被災された方々と共に歩むために、何が出来るのか、青年活動としても模索していきたいと思っています。

★5ページより続く（総会報告速報）

Ⅲ 選挙結果

○首座主教 主教 植松 誠（北海道）

○常議員

・主教常議員（2名） 主教 大畑喜道（東京）、主教 洪澤一郎（中部）／次点 主教 広田勝一（北関東）

・聖職代議員（3名） 司祭 木村直樹（北関東）

司祭 大町信也（北海道）、司祭 相澤牧人（横浜）

／次点 執事 大岡左代子（京都）、司祭 土井宏純（中部）

・信徒代議員（3名） 池住 圭（中部）、中林三平（横浜）、木川田道子（京都）／次点 黒澤圭子（東京）、赤坂有司（東北）

Ⅳ 会議中の特別プログラム、質問状、閉会時の動議等（誌面の都合で省略）

注）総会の詳細は「日本聖公会第62（定期）総会決議録」として近く発行される。

（記・管区広報主事 鈴木 一）

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会

NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

内閣総理大臣 安倍晋三 様
防衛大臣 中谷 元 様
米国大統領 バラク・オバマ 様
四軍調整官 ローレンス・ニコルソン 様

元米軍海兵隊員による女性殺害に強く抗議し、 沖縄のあらゆる危険を撤去することを強く求めます!

元米軍海兵隊員の、今は米軍基地で働く米軍属者によって、20歳の女性会社員が殺害された悲しい事件に際し、被害者の女性の魂が主の憐れみによって安らかに憩うことができますように、また残されたご家族の皆様への主の慰めを祈ります。

私たちは日本聖公会に連なる者として、主イエス・キリストの教えに従い、すべてのいのちが尊ばれる社会の実現のために祈り活動しており、この度の元米兵による女性殺害に強く抗議し、またこういった悲しい事件を引き起こす、沖縄のあらゆる危険を撤去することを強く求めます。

3月13日(日)に沖縄への観光客の女性に対して米兵が準強姦事件を起こしたばかりにもかかわらず、またこの度の事件。このような残忍卑劣な事件がこれまで何度も何度も繰り返されていることに、日米両政府、またその関係者はどのように考えておられるのでしょうか。こういったことに対して、これまでも『綱紀粛正』とか『再発防止』と言われてきましたが、今もなお同じことが繰り返されています。沖縄の施政権が日本に返還された1972年からこれまでの44年間に、米軍関係者による刑法犯摘発は2015年末時点で5,896件もあり、そのうちの女性暴行事件の件数は130件、148名の被害者を数えていると聞いています。このような状況に、これまで米軍基地に対する抗議、また米軍基地撤去を求める叫びが何度も何度も挙がってきているのはご承知の通りです。にもかかわらず、今もなお同じことが繰り返され、残忍卑劣な事件が後を絶っておらず、沖縄の皆さんが「もう、我慢の限界だ」と言っておられる叫びに、わたしたちも強く共感しています。

この度のウォーキングをするという当たり前の日常さえ脅かされる危険をはじめ、沖縄では多くの当たり前の日常が脅かされています。例えば、今もなお昼夜を問わず戦闘機やヘリコプターといった様々な軍用機が住宅地や学校の上を低空飛行しています。これによって爆音に苦しめられ、いつ空から危険が降ってくるのかわからない不安にさらされているのです。基地が付近にない人々にとってはそれが当たり前の静けさが、沖縄の皆さんにとっては当たり前ではなく、いつも至る所で生活が脅かし続けられています。

わたしたちは沖縄のあらゆる当たり前の日常を脅かし続けている最大の危険要素である米軍基地の撤去を強く求めます。もうこれ以上、残忍卑劣な犯罪が起きてはならないのです。そしてもうこれ以上、沖縄の皆さんが軍用機による爆音に苦しめられることなく、また、いつ空から危険が降ってくるのかわからない恐怖に怯えることなく生活していただきたいのです。そして、すべてのいのちが尊ばれる、平和な社会になるために、元米軍海兵隊員による女性殺害に強く抗議し、沖縄のあらゆる危険を撤去することを強く求めます。

2016年5月24日

日本聖公会 正義と平和委員会
委員長 主教 洪澤 一郎

◆祈り「九州地震被災者のため」 礼拝、集会また個人でお捧げください。

命と愛の源である神よ、地震により世を去った人びとの魂が、
 あなたのもとで安らかに憩うことができますように祈ります。
 一瞬にして、大切な家族や友人、また家や財産をなくし、
 茫然と立ち尽くす人びとがいます。
 今なお余震が続き、避難所、テント、車中などで、
 過酷な日々を過ごす人びとがいます。
 どうか主が、共にいてくださいますように。
 強い揺れにより、子どもたちまた大人たちが心に傷を負い、
 不安の中に置かれています。
 どうか主が、癒しと希望をお与えくださいますように。
 何もかもわたしたちをキリストの愛から引き離すことはできません。
 この苦難の時も、主の模範に従って、誰も孤立させないために、
 互いに祈り支えあうことができますように。
 すべての九州地震被災者支援の働きを祝し用いてください。
 主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン

※広く「熊本地震」の名称が使われておりますが、被害は熊本県にとどまらず、
 大分県、その他九州全域に及んでいることから「九州地震」としました。

6月5日 『地球環境のために祈る日』

地球環境のための祈り

「天地万物を創られた主よ。あなたは、すべてのものを創造され、それら
 をご覧になって『よし』とされ、祝福されました。そして、その管理をわ
 たしたち人間に委ねられました。しかし、東京電力第一原子力発電所によ
 る災害が示すように、わたしたちはあなたのご命令にそむき、自らの欲望
 を満たすために自然環境を乱用し、破壊さえています。今、そのことの
 ゆえに世界中の多くの人々が苦しんでいます。どうかわたしたちがあなた
 のご命令に立ち帰り、あなたによって与えられた自然環境を大切に保全し、
 後（のち）の世代のために残すことができますように。また、原子力
 発電所による災害など、環境破壊の被害者の苦しみを取り除き、私たちの
 生活を変え、自然と共に生きることができますように。そして、自然を通
 じてあなたが現されるご栄光を仰ぎ見るができるようにしてください。
 主イエス・キリストによってお願いいたします。アーメン」



日本聖公会 正義と平和委員会
2016年



日本聖公会管区事務所ホームページ <http://www.nskk.org/province/>

☆「管区事務所だより」についての要望・寄稿などをメールでお寄せください。